



インターネットセキュリティサービス契約約款

平成30年4月1日

株式会社 STNet

目 次

第 1 章 総則

第 1 条	約款の適用	1
第 2 条	約款の変更	1
第 3 条	用語の定義	1

第 2 章 提供区域等

第 4 条	提供区域	3
第 5 条	提供範囲	3

第 3 章 契約

第 6 条	契約の単位	4
第 7 条	契約申込の方法	5
第 8 条	契約申込の成立	5
第 9 条	契約申込の承諾とサービスの開始	5
第 10 条	最低利用期間	5
第 11 条	権利譲渡の禁止	5
第 12 条	契約内容の変更	5
第 13 条	契約者が行う契約の解除	6
第 14 条	当社が行う契約の解除	6
第 15 条	バージョンアップ等	6
第 16 条	その他の提供条件	6

第 4 章 契約者の義務

第 17 条	契約者の義務	7
第 18 条	使用の制限事項	7
第 19 条	アカウント及びパスワードの管理	7
第 20 条	ソフトウェア等の管理	7
第 21 条	通信設備等	8
第 22 条	技術基準の維持	8

第 5 章 附帯サービス

第 23 条	附帯サービス	8
--------	--------	---

第 6 章 提供停止等

第 24 条	利用の一時中断	8
第 25 条	提供中止	8
第 26 条	提供停止	9
第 27 条	利用の制限	10
第 28 条	提供の廃止	10

第 7 章 料金等

第 29 条	料金及び設定作業や手続き等に関する費用	10
第 30 条	月額料金の支払義務	11
第 31 条	設定作業費の支払義務	11
第 32 条	料金の計算方法等	11
第 33 条	割増金	12
第 34 条	遅延損害金	12

第8章 データ・ソフトウェア等の取り扱い

第35条	ソフトウェア等の著作権等	12
第36条	データ等の取り扱い	12
第37条	ソフトウェア等の更新等	12
第38条	解除時のデータ・ソフトウェア等	12

第9章 保守

第39条	修理又は復旧の順位	12
------	-----------	----

第10章 損害賠償

第40条	賠償額の予定	13
第41条	免責	13
第42条	第三者利用	14
第43条	利用責任	14

第11章 雑則

第44条	お客さま情報の保護	14
第45条	承諾の限界	15
第46条	特約条項等	15
第47条	法令に規定する事項	15
第48条	第三者への委託	15
第49条	紛争の解決	15

別記

1	氏名等の変更	17
2	契約者の地位の承継	17
3	本サービスの禁止事項	17
4	管轄裁判所	18
5	新聞社等の基準	18
6	提携事業者	18
7	料金請求書等の発行	18
8	支払い証明書等の発行	18

料金表

附則

第 1 章 総則

(約款の適用)

第 1 条 当社は、この「インターネットセキュリティサービス契約約款」(以下「約款」といいます。)を定め、この約款に基づきインターネットセキュリティサービス(附帯サービス(当社が別に定めるものに限ります。))を含みます。以下「本サービス」といいます。)を利用する契約者(以下「契約者」といいます。)に提供します。

2 当社が本サービスの円滑な運用を図るために必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規定は、この約款の一部を構成するものとします。

(約款の変更)

第 2 条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 本サービス	クラウド上でインターネット利用に関するセキュリティ対策を提供するサービス
2 インターネットセキュリティ契約	契約者が当社から本サービスの提供を受けるための契約
3 S Tインターネットアクセス契約	当社S Tインターネットアクセス契約約款にて定められたS T I Aサービスの契約
4 コンピュータ通信網契約	当社コンピュータ通信網サービス契約約款にて定められたコンピュータ通信網サービスの契約
5 S Tクラウドサーバー契約	当社S Tクラウドサーバーサービス契約約款にて定められたS Tクラウドサーバーサービスの契約
6 サービス開始日	当社が本サービスに必要となる環境を設定し、契約者が本サービスの利用が可能となった日

7 コンピュータウイルス	<p>第三者のプログラムやデータベース等に対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラム等であり、次の機能の一つ以上有するもの</p> <p>(1) 自己伝染機能 自らの機能によって他のプログラムに自らをコピーし又はシステム機能を利用して自らを他のシステムにコピーすることにより、他のシステムに伝染する機能</p> <p>(2) 潜伏機能 発病するための特定時刻、一定時間、処理回数等の条件を記憶させて、発病するまで症状を出さない機能</p> <p>(3) 発病機能 プログラム、データ等のファイルの破壊を行ったり、設計者の意図しない動作をさせる等の機能</p>
8 迷惑メール	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律において送信を制限する特定電子メール及び特定商取引に関する法律に定義される迷惑メールにおいて禁止する電子メール広告に該当する又は該当すると思われる電子メール</p>
9 カテゴリ	<p>インターネット上のWebサイト等について、アダルトや違法行為等のWebサイトのURLを分類したもの</p>
10 Proxy設定	<p>Webブラウザなどにおいて、Proxyサーバーにアクセスできるようにする設定</p>
11 Webウイルスチェックサービス	<p>契約者が、インターネット上で閲覧するホームページ等からダウンロードする情報に含まれるコンピュータウイルス等のチェックを当社が行うサービス</p>
12 Webフィルタリングサービス	<p>契約者が、インターネット上のホームページ等へアクセスする場合に、カテゴリ選択されたサイト等へのアクセス制限を当社が行うサービス</p>
13 メールウイルスチェックサービス	<p>契約者に係る電子メールの送信、又は受信があった際に、電子メールメッセージの添付ファイル等に含まれるコンピュータウイルスの検知、駆除を当社が行うサービス</p>
14 迷惑メールブロックサービス	<p>契約者に係る電子メールアドレスへの迷惑メールについて、迷惑メール判定機能、迷惑メール削除機能、迷惑メール隔離機能等を利用することで、迷惑メールの排除を当社が行うサービス</p>
15 簡易迷惑メールブロックサービス	<p>契約者に係る電子メールアドレスへの迷惑メールについて、迷惑メール判定機能、迷惑メール削除機能を利用することで、迷惑メールの排除を当社が行うサービス</p>
16 迷惑メール判定機能	<p>迷惑メールを判定し、迷惑メールのメールヘッダ等に情報を付加する機能</p>
17 迷惑メール削除機能	<p>迷惑メールを判定し、迷惑メールを削除する機能</p>

18 迷惑メール隔離機能	迷惑メールを判定し、その判定基準に合致する電子メールを隔離ボックスに蓄積する機能
19 隔離ボックス	当社が迷惑メールブロックサービスの提供において、迷惑メールと判定した電子メールを迷惑メールブロックサービスの契約者の指示により格納するために設置する保管領域
20 ソフトウェア等	Webウイルスチェックサービス、Webフィルタリングサービス、メールウイルスチェックサービス、迷惑メールブロックサービス、簡易迷惑メールブロックサービスの各サービスを提供するために利用しているソフトウェアおよびクラウドサービス
21 アカウント数	本サービスを利用する電子メールアドレス数やインターネットに接続する端末台数
22 提携事業者	本サービスを提供する上で必要なソフトウェア等を提供するために当社が提携した、別記6に記載する事業者
23 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 提供区域等

（提供区域）

第4条 本サービスの提供区域は、日本国内とします。

（提供範囲）

第5条 当社が提供する本サービスの提供範囲は次のとおりとします。

提供サービス	提供範囲
Webウイルスチェックサービス	当社が指定するソフトウェア等を用いてウイルスチェックの検知を行いません。ただし、検知可能なウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が指定するウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。また、本サービスを利用するためには、固定IPアドレスが必要となります。
Webフィルタリングサービス	当社が指定するソフトウェア等を用いてURLへのアクセス制限を行いません。ただし、アクセス制限は、当社が指定するカテゴリ選択されたサイト等においてアクセス制限が可能なURLとします。また、本サービスを利用するためには、固定IPアドレスが必要となります。

メールウイルス チェックサービス	当社が指定するソフトウェア等を用いてウイルスチェックの検知を行いません。ただし、検知可能なウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が指定するソフトウェア等により対応可能なウイルスとします。
迷惑メールブロック サービス、簡易 迷惑メールブロッ クサービス	当社が指定するソフトウェア等を用いて迷惑メールの排除を行いません。ただし、排除可能な迷惑メールは、当社が指定するソフトウェア等で排除可能な電子メールとします。
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、契約者がホームページ等からダウンロードする情報のうち、当社が指定する情報については、Webウイルスチェックを行わないことがあります。 2 Webフィルタリングサービスに関して、情報のカテゴリ分類が契約者の希望を満たすこと、フィルタリングの結果、及び第三者の権利を侵害しないことについて、当社は一切保証しておりません。 3 迷惑メールが排除される度合いについては、迷惑メールブロックサービスの判定基準により行なわれるものとし、迷惑メール全ての排除を保証するものではありません。 4 当社は、隔離ボックスに隔離された迷惑メールの蓄積期間が、契約上の値を超えた場合、契約者に対し何らの通知なく、現に隔離している電子メール等を削除します。また、契約者の登録したデータやログ情報等についても当社が予め設定した値を超えた場合、契約者に対し何らの通知なく、現に蓄積しているデータ等を削除します。 5 STインターネットアクセス契約約款にて定められたお仕事ピカラ1Gタイプの契約者が、簡易迷惑メールブロックサービスにおいて使用できるメールアドレスのドメイン（サブドメインを含みます。）は、当社が指定したものになります。 	

- 2 契約者は、本サービス及び本サービスに関するサポートの提供のため、電気通信事業法第4条に定める通信の秘密に該当する可能性のある契約者の通信記録及び情報を当社または提携事業者が閲覧することが可能なことを了承します。
- 3 当社は、メールウイルスチェックサービス及び迷惑メールブロックサービスを提供するため、契約者に電子メールが到達する前に、当社が保有するサーバーにおいて、契約者の電子メールに対し悪影響のありうるコンテンツの有無を判定します。契約者は、このことを了承します。
- 4 本サービスでは、迷惑メールとその他のメール両方を送信するサーバーがあった場合、迷惑メール送信元とみなし、接続拒否や配送遅延処理の対象としており、そのようなサーバーからのメール受信が必要な場合には、契約者は、当社が定める手順によりリストへの登録等の運用を行う必要があります。

第3章 契約

（契約の単位）

- 第6条** 当社は、当社のSTインターネットアクセス契約、コンピュータ通信網契約、STクラウドサーバー契約、その他の当社が認めた契約を締結している申込者に限り、インターネットセキュリティ契約を締結します。この場合、契約者は、1のインターネットセキュリティ契約につき1人に限ります。
- 2 第1項については、STインターネットアクセス契約者のDCプレミアムタイプおよび

コンピュータ通信網契約者の第3種コンピュータ通信網サービスを除きます。ただし、当社が認める場合は、この限りではありません。

- 3 本サービスは、本サービスの契約後の通信の品質を保証するものではなく、通信速度が低下するなど通信の品質が低下する可能性があります。

(契約申込の方法)

第7条 インターネットセキュリティ契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を当社に提出していただきます。

(契約申込の成立)

第8条 インターネットセキュリティ契約は、インターネットセキュリティ契約の申込みに対して当社がこの申込みを承諾したときに成立します。

- 2 当社は、次の場合には、その契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) インターネットセキュリティ契約の申込をした者が、STインターネットアクセス契約者、コンピュータ通信網契約者、STクラウドサーバー契約者など、第6条(契約の単位)で規定したサービスの契約者と同一の者でないとき。
- (3) 申込者が本サービスの料金又は設定作業に関する費用の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 申込者が第26条(提供停止)第1項各号の規定のいずれかに該当し、本サービスの提供停止を受けている、又は当社が行うサービス契約の解除を受けたことがあるとき。
- (5) 申込者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (6) その他本サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(契約申込の承諾とサービスの開始)

第9条 当社がインターネットセキュリティ契約の申込みを承諾した場合、申込者に対してサービス開始日を含む必要事項を、当社が別に定める方法により通知します。契約者となった申込者はサービス開始日以降、実際のサービス利用の有無に関わらず、当社の定める方法により第29条(料金及び設定作業や手続き等に関する費用)の料金等を支払っていただきます。

(最低利用期間)

第10条 本サービスについては、料金表第1表第1(利用料金)に定めるところにより、最低利用期間があります。

- 2 契約者は、前項の最低利用期間内にインターネットセキュリティ契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表第1(利用料金)に規定する額を一括して支払っていただきます。

(権利譲渡の禁止)

第11条 契約者は、別記2(契約者の地位の承継)に定める場合を除いて、本サービスの提供を受ける権利等サービス契約上の権利を第三者に譲渡または担保として提供することはできません。

- 2 契約者は、本約款により当社から提供を受けた本サービスについて、当社が予め承諾した場合を除き、他の電気通信事業者などの第三者に再販できないものとします。

(契約内容の変更)

第12条 契約者は、利用申込の際又はその後に当社に届け出た内容に変化が生じた場合、遅滞なく、その旨を当社に届け出るものとします。

- 2 当社は、契約者から請求があったときは、第7条（契約申込の方法）に則って契約内容の変更を行います。
- 3 当社は、前項の請求があったときは、第8条（契約申込の成立）の規定に準じて取り扱います。

（契約者が行う契約の解除）

第13条 契約者は、インターネットセキュリティ契約を解除するときは、当社に対し、当社が別に定める方法によりあらかじめ当社に通知していただきます。

- 2 契約者は、契約解除時には、サービス提供される設定ログ、隔離ボックス等のデータを削除するものとします。契約者が何らかの理由で削除しない場合には当社もしくは提携事業者が契約者の代わりに削除します。また、当社は、迷惑メールブロックサービスに係る契約の解除があった場合は、あらかじめ迷惑メールブロックサービスの契約者に対し通知することなく、隔離ボックスに蓄積していた迷惑メールを削除します。この場合において、当社は、迷惑メールの削除を行なったことに伴い発生する損害について責任を負いません。

（当社が行う契約の解除）

第14条 当社は、第26条（提供停止）の規定により本サービスの提供を停止された契約者とその事実を解消しないときは、インターネットセキュリティ契約を解除することがあります。

- 2 当社は、契約者が第26条（提供停止）第1項及び第2項のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、第26条（提供停止）の規定にかかわらず、本サービスの提供停止をしないで直ちにインターネットセキュリティ契約を解除することがあります。
- 3 当社は、契約者において、破産、民事再生又は会社更生の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったときは、インターネットセキュリティ契約を解除することがあります。
- 4 当社は、前3項の規定によりインターネットセキュリティ契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面、または電子メールにより契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 5 契約の解除による契約者の直接あるいは間接の損失、損害等に対しては、当社は損害賠償責任を含む一切の責任を負いません。

（バージョンアップ等）

第15条 当社は、本サービスに関して、機能向上を図るなどの目的で、サービス内容の変更を伴うソフトウェア等の変更（以下、「バージョンアップ等」といいます。）を行う場合があります。

- 2 このバージョンアップ等の作業の間に、本サービスの提供を中止することがあります。この場合には、第25条（提供中止）の規定を適用いたします。

（その他の提供条件）

第16条 サービス契約に関するその他の提供条件については、別記1（氏名等の変更）、4（管轄裁判所）に定めるところによります。

第4章 契約者の義務

（契約者の義務）

第17条 契約者は、本サービスの利用にあたって以下に定める事項を遵守し、かつ別記3（本サービスの禁止事項）に定める行為を行わないものとします。

- (1) 違法に、又は公序良俗に反する態様で本サービスを利用しないこと。
 - (2) 当社の設備に無権限でアクセスしたり、その利用若しくは運営に支障を与える行為などの本サービスの運営を妨げ、若しくは当社の信頼を毀損する行為をしないこと。
 - (3) その他、前各号に類する行為をしないこと。
- 2 契約者は、本サービスの利用に際して第三者との間において生じた名誉毀損、プライバシーの侵害及びその他一切の紛争について、契約者自身の責任で誠実にこれを解決しなければなりません。
 - 3 契約者は、本サービスで使用するコンピュータプログラムなどに係るライセンス契約等を遵守するものとし、利用において発生する一切の紛争について、契約者自身の責任で誠実にこれを解決しなければなりません。
 - 4 当社は、前3項の規定によるほか、契約者が別記3（本サービスの禁止事項）に掲げる各号に違反すると当社が判断した場合は、利用に係る契約者の義務に違反しているものとみなします。
 - 5 契約者は、本条第1項の規定に違反して設備を亡失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
 - 6 契約者は、前5項の規定の適用については、契約者が本サービスを利用させる第三者の行為についても、契約者が行ったものとして当社に対して責任を負っていただきます。

（使用の制限事項）

第18条 契約者は、本サービスにて使用している提携事業者のソフトウェア等の使用中に表示される著作権、商標、特許等の権利の表示を除去、変更または不明瞭化する行為を行わないものとします。

- 2 本サービスの利用から生じうる損害について、それが直接損害であると間接損害・結果損害であるとを問わず提携事業者は責任を負わないものとします。
- 3 本サービスについての製品サポートは、当社又は当社の委託先が提供します。

（アカウント及びパスワードの管理）

第19条 契約者は、本サービスにて提供されるアカウント及びパスワードを厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じるものとします。また、もしこれらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えた場合には、契約者はその損害を賠償するものとします。

- 2 当社は、アカウント及びパスワードの漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
- 3 契約者は、アカウント及びパスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。
- 4 当社は、アカウント及びパスワードの漏洩を原因とする不正使用が発生した場合は、強制的にパスワードを変更することがあります。パスワードを変更したときは、当社は契約者に対しその旨を通知します。
- 5 前4項の規定は、契約者だけでなく、本契約のもとで本サービスを利用する全ての利用者の行った行為についても適用されます。

（ソフトウェア等の管理）

第20条 契約者は、本サービスの提供に必要なソフトウェア等の利用について、以下の条件を守るものとします。

- (1) ソフトウェア等を、本サービスを利用する目的以外に使用しないこと。

- (2) 当社の事前の承諾なくソフトウェア等の全部または一部を複製しないこと。
 - (3) ソフトウェア等に対し、逆コンパイル、逆アセンブルまたはリバースエンジニアリング、翻訳、翻案、修正その他改変や二次利用をしないこと。
 - (4) 本サービスにより知り得たソフトウェア等に関する全ての情報を第三者に漏洩しないこと。
 - (5) ソフトウェア等の全部または一部を第三者に対し貸与、譲渡、使用許諾その他の処分をしないこと。
 - (6) ソフトウェア等の全部または一部を公開、送信しないこと。
 - (7) ソフトウェア等を善良な管理者の注意をもって管理すること。
 - (8) ソフトウェア等の利用に関し、第35条（ソフトウェア等の著作権等）の規定を遵守すること。
- 2 前項の規定に違反して、当社又は第三者に損害を与えた場合には、契約者は、当社又は第三者に対し、損害を賠償するものとします。

（通信設備等）

- 第21条** 契約者は、契約者の費用と責任において本サービスを利用するために必要な環境を準備し、かつ必要な場合には任意のインターネット接続サービスを経由して本サービスを利用するものとします。
- 2 契約者は、Webウイルスチェックサービス及びWebフィルタリングサービスの利用をするために契約者が保持する端末設備等に必要のProxy設定等を行うものとします。

（技術基準の維持）

- 第22条** 契約者は、当社が当社ホームページ等において定める技術的条件を遵守するものとします。

第5章 附帯サービス

（附帯サービス）

- 第23条** 本サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別に定めるところによります。
- （注）本条に規定する別に定める内容は、別記7（料金請求書等の発行）、8（支払い証明書等の発行）に定めるものとします。

第6章 提供停止等

（利用の一時中断）

- 第24条** 当社は、契約者から請求があったときにおいて、利用の一時中断が必要と当社が認めた場合は、本サービスの利用の一時中断（本契約に係る設備を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（提供中止）

- 第25条** 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中止する

ことがあります。

- (1) 当社または提携事業者の設備の保守上、又は設定作業や工事上やむを得ないとき。
 - (2) 当社または提携事業者を含む他の事業者の設備の障害等の発生またはその防止のためにやむを得ないとき。
 - (3) 当社または提携事業者設備に不正アクセス、クラッキング、アタック等の行為があったとき、または、これらの行為が行われていると疑われるとき。
 - (4) 第27条（利用の制限）の規定により、本サービスの提供を中止するとき。
 - (5) 本サービスで使用する提携事業者のサービスが終了したとき。
 - (6) 前各号のほか、当社の業務の遂行上やむを得ないと当社が判断した場合。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
 - 3 当社は、本サービスの遅延又は中断等が発生した場合でも、これに起因する契約者及び他の第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。

（提供停止）

第26条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を停止することができるものとします。

- (1) 契約上の債務を履行しなかったとき。
 - (2) 当社が提供するサービスの利用に関し、直接又は間接に当社又は第三者に対し過大な負荷又は重大な支障（設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない）を与えたとき。
 - (3) 契約者が指定した支払方法が使用できなくなったとき。
 - (4) 契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より、料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに替わる料金支払方法を、当社の定める期間内に届け出ないとき。
 - (5) 当社が提供する他のサービスにおいて、契約約款や利用規約等の違反により契約を解除されたとき。
 - (6) 別記3（本サービスの禁止事項）に定める本サービスの禁止事項を行ったとき。
 - (7) 利用契約の申込時に虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
 - (8) 技術上、若しくは当社の業務の遂行に著しい支障があると当社が判断したとき。
 - (9) その他、当社が不適切と判断するとき。
- 2 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（本サービスの料金及びその他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった本サービスの料金、設定作業に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金及びその他の債務が支払われるまでの間）、本サービスの提供を停止することがあります。
 - (1) 料金及びその他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 第17条（契約者の義務）の第1項の規定に違反したとき、又は同条第4項の規定に該当するとき。
 - 3 当社は、当社と複数の本サービス契約を締結している契約者が、そのいずれかの本サービスで第17条（契約者の義務）の第1項の規定に違反したとき、又は同条第4項の規定に該当するときは、その全てのサービス契約に係る本サービスの提供を停止することがあります。
 - 4 当社は、前3項の規定により本サービスの提供停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、契約者が第17条（契約者の義務）の第1項の規定に違反したとき、又は同条第4項の規定に該当するときであって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又はおそれのある行為をしたときは、この限りではありません。
 - 5 本サービスの提供停止により、契約者に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

(利用の制限)

第27条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、本サービスの利用を制限する措置をとることがあります。また、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な本サービスの利用及び公共の利益のため緊急を要する本サービスの利用を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関以外のものによる本サービスの利用を制限する措置をとることがあります。この場合において、優先的に取り扱う内容は、当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記5（新聞社等の基準）に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

2 契約者が、当社サービスの提供、他の契約者のサービスの利用または当社の設備に著しい支障を及ぼし、若しくは及ぼすおそれのある場合は、その契約者の本サービスの利用を制限する場合があります。

(提供の廃止)

第28条 当社は、業務の都合によりやむを得ず本サービスの全部または一部を廃止することがあります。これにより、契約者または契約者以外の第三者がなんらかの損害を被ったとしても当社は一切の責任を負いません。

第7章 料金等

(料金及び設定作業や手続き等に関する費用)

第29条 本サービスの料金は、料金表第1表（料金）に規定する料金とします。

- 2 当社が提供する本サービスに係る設定作業に関する費用は、料金表第2表（設定作業に関する費用）に規定する設定作業費とします。
- 3 契約者は本サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（事務手数料等）に規定する手続きに関する料金を支払っていただきます。
- 4 当社が提供する附帯サービスに係る手続きに関する費用は、料金表第4表（附帯サービスに関する料金）に規定する手続きに関する料金を支払っていただきます。

(月額料金の支払義務)

第30条 契約者は、契約者の申込みに基づいて当社が本サービスの提供を開始した日（サービス開始日については、当社が別に定める方法により通知します。）から起算して、その契約の解除があった日の前日までの期間（サービス開始日と解除があった日が同一である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表（料金）に規定する料金のうち月額で規定されているもの（以下「月額料金」といいます。）の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの月額料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要しません。

(2) 提供停止があったときは、契約者はその期間中の月額料金の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、契約者は次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、そのサービスを全く利用できない状態（その契約に係る設備等に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（サーバー装置に付随するコンピュータプログラムの瑕疵による場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に対応する本サービスについての料金。

3 前2項の規定にかかわらず、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(設定作業費の支払義務)

第31条 契約者は、サービス契約の申込み又は設定作業を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（設定作業に関する費用）に規定する設定作業費を支払っていただきます。ただし、設定作業の着手前にそのサービス契約の解除又はその設定作業の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設定作業費が支払われているときは、当社は、その設定作業費を返還します。

2 設定作業の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その設定作業に関して解除等があったときまでに着手した設定作業の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。

3 第1項の場合において、料金表第2表（設定作業に関する費用）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(料金の計算方法等)

第32条 料金の計算方法並びに料金及び設定作業や手続き等に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

(割増金)

第33条 契約者は、料金及び設定作業や手続き等に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(遅延損害金)

第34条 契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年10%の割合（閏年についても365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を遅延損害金として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第8章 データ・ソフトウェア等の取り扱い

(ソフトウェア等の著作権等)

第35条 本サービスの提供に必要なソフトウェア等の著作権などの権利はそれぞれの著作権者に帰属するものであり、当社は契約者に対して、いかなる権利譲渡を行うものではありません。

2 契約者は、ソフトウェア等を本サービス利用の目的にのみ利用することができ、これ以外の目的での利用はできません。

(データ等の取り扱い)

第36条 本サービスにおけるデータが、滅失、毀損、当社の責によらない漏洩、その他の事由により本来の利用目的以外に使用されたとしても、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

(ソフトウェア等の更新等)

第37条 当社は、本サービスの提供に必要なソフトウェア等について、当社が必要と判断した場合は、バージョンアップや修正などの措置を実施できるものとします。

(解除時のデータ・ソフトウェア等)

第38条 第13条（契約者が行う契約の解除）、又は第14条（当社が行う契約の解除）により本契約が解除された場合、当社は契約者が登録したデータ等を削除し、契約者は本サービスに付随して提供されたソフトウェア等の複製物を全て消去します。これによる契約者の直接あるいは間接の損失、損害等に対して、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第9章 保守

(修理又は復旧の順位)

第39条 当社は、当社の設置した設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第27条（利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる本サービスの利用を確保するため、次の順位に従ってその設備を修理し、又は復旧し

ます。この場合において、第1順位及び第2順位の設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま

順位	修理又は復旧する設備
1	気象機関のために設置されるもの 水防機関のために設置されるもの 消防機関のために設置されるもの 災害救助機関のために設置されるもの 警察機関のために設置されるもの（海上保安機関を含みます。） 防衛機関のために設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関のために設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関のために設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関のために設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関のために設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関のために設置されるもの 選挙管理機関のために設置されるもの 別記5（新聞社等の基準）に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関のために設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関のために設置されるもの 国又は地方公共団体の機関のために設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

2 当社は、当社の設置した設備を修理又は復旧するときは、暫定的にサーバー設備等を変更することがあります。

第10章 損害賠償

（賠償額の予定）

第40条 当社の責めに帰すべき事由により、契約者が本サービスを全く利用できない状態に陥った場合、当社は、当社が契約者における利用不能を知った時刻から起算して24時間以上その状態が継続した場合に限り、本サービスに係る料金表第1表（料金）に規定する月額料金（本サービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る月額料金）の基本額の30分の1に利用不能の日数（24時間を1日とし、24時間を満つるごとに1日を加算します。）を乗じた額（円未満切り捨て）を当該月額料金から減額します。ただし、当該月額料金を限度に減額します。

（免責）

第41条 前条（賠償額の予定）の規定は、本契約に関して当社が契約者に負う一切の責任を規定したものとします。当社は、契約者、第42条（第三者利用）に規定する第三者、その他いかなる者に対しても本サービスを利用した結果について、本サービスの提供に必要な設備の不具合・故障などによってその結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社は前条（賠償額の予定）の責任以外には、法律上の責任並びに明示または黙示の保証責任を問わず、いかなる責任も負わないものとします。また、本契約及び約款の定めに従って当社が行った行為の結果についても、原因の如何を問わずいかなる責任も負わないものとします。ただし、当社に

故意または重大な過失があった場合には、本項は適用しません。

- 2 当社は、本サービスを提供するために必要なソフトウェア等の瑕疵に起因して発生する損害やそのソフトウェア等を当社が変更することに起因して発生する損害について、当社は前条（賠償額の予定）の責任以外には一切の責任を負いません。
- 3 契約者が、本サービスの利用にあたり、他の事業者から提供を受けている役務に起因して本サービスが利用不能となった場合、当社は契約者が被った損害について一切の責任を負いません。
- 4 当社は、この約款等の変更により、契約者が設定若しくは設置したコンピュータプログラム等の改造または変更（以下「改造等」といいます。）を要する場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
- 5 天災、地変、その他当社の責めに帰すべからざる理由により契約者が直接的なあるいは間接的な損害を被ったとしても、その損害に対して当社はいかなる責任も負わないものとします。
- 6 当社は、電子メールが隔離ボックスに隔離され、契約者に送信されない等の迷惑メールブロックサービスの利用に伴い発生する損害について一切の責任を負わないものとします。
- 7 当社は、隔離ボックスに蓄積している迷惑メールについて滅失、毀損、漏洩、又は改竄等があった場合であっても、その結果発生する損害について、責任を負いません。

（第三者利用）

第42条 契約者は、第三者に本サービスの一部又は全部を利用させる場合には、自己の責任で利用させるものとし、当該利用に関して、当社は一切の責任を負いません。

- 2 前項の場合において、契約者は、当該第三者に対して、第4章（契約者の義務）に定める契約者の義務を遵守させなければならず、当該第三者が第4章（契約者の義務）に定める契約者の義務に違反した場合は、契約者が違反したものとみなし、当社は、提供停止等の措置を取ることができるものとします。
- 3 第1項の場合において、契約者は本サービスを利用させた第三者に対し、当社の免責及び当社への苦情、クレーム等の防止について明確な措置を行うものとします。また、第三者より当社に対して損害賠償請求等があった場合には、契約者は、当社に代わり、一切の折衝と賠償の責を負うものとします。
- 4 前項にかかわらず、第三者から当社に損害賠償請求があった場合には、当該請求への対応に要した稼働等の費用、及び当社から第三者に対して支払った賠償費用等を契約者に請求できるものとします。

（利用責任）

第43条 本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者を含む第三者に対して損害を与えた場合、または契約者が他の契約者を含む第三者と紛争を生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑または損害を与えないものとします。

- 2 契約者が、本サービスを利用することにより、第三者に損害を与え、そのことにより当社が損害を被った場合には、契約者は、当社に対しその損害を賠償するものとします。

第11章 雑則

（お客さま情報の保護）

第44条 当社は、当社ホームページで公表する「個人情報保護方針」と「情報セキュリティ方針」に定めるところにより、契約者に係る情報（契約申込時または本サービスの提供中に、当

社が契約者に関して取得する氏名、住所、電話番号及び契約者識別等の全ての個人情報をいいます。以下同じとします。)を適切に取り扱います。

(承諾の限界)

第45条 当社は、契約者から設定作業その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難であるなど、本サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(特約条項等)

第46条 当社は、この約款に定めるところにかかわらず、契約者に対して別に定める提供条件(以下「特約条項等」といいます。)で本サービスを提供することがあります。この場合、当社と契約者の間で締結する特約条項等については、その部分についてこの約款に優先するものとします。

2 インターネットセキュリティ契約は、本サービスに関し、本契約の締結以前に契約者と当社との間になされたすべての取り決めに優先して適用されます。

(法令に規定する事項)

第47条 本サービスの提供又は利用にあたり、法令に規定のある事項については、その定めるところによります。

(第三者への委託)

第48条 当社は、本サービスに関する業務を必要に応じ第三者(提携事業者を含みます。)に委託・運用することができるものとします。

(紛争の解決)

第49条 本約款の条項又は本約款に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、円満に解決するものとします。

2 本約款に関する準拠法は日本国法とします。

別 記

1 氏名等の変更

- (1) 契約者は、その氏名若しくは住所の変更又は料金請求書等の送付先の変更があった場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、当社に通知していただきます。
- (2) (1) の通知があったときは、当社は、その通知があった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) 変更の通知の遅延等により、契約者が不利益を被った場合等いかなる場合においても、当社は一切の責任も負わないものとします。

2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人等は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。
- (2) (1) の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) (2) の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 本サービスの禁止事項

本サービスの契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為。
- (2) 当社あるいは第三者を差別若しくは誹謗中傷し、またはその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (3) 当社あるいは第三者の財産を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為。
- (4) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (5) 本サービス利用の上でのみ知り得る情報を、本契約者が第三者に漏洩する行為。
- (6) 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (7) 犯罪行為、犯罪行為をそそのかしたり、容易にさせる行為、またはそれらのおそれのある行為。
- (8) 第三者の本サービスの利用などに支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為。
- (9) 他人の設備等又は本サービスの設備の利用若しくは運営に支障を与える行為又は与えるおそれのある行為。
- (10) 当社あるいは第三者の運用する設備に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、及び当社あるいは第三者の運用する設備に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、及びそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、あるいはそれに類似する行為。
- (11) 第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのある電子メール(「嫌がらせメール」、「迷惑メール」)を送信する行為、及びそれに類似する行為又は関連するCGI等の設置。
- (12) コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータプログラムを使用したり、第三者に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為。

- (13) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え又は消去する行為。
- (14) 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、または消去する行為。
- (15) 他人のアカウントあるいはパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為。他人になりすまして本サービスを利用する行為。
- (16) 他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様において本サービスを利用する行為。
- (17) その行為が前各号の何れかに該当することを知りつつその行為を助長する態様で当該行為を誘引する、または結果として同等となる行為。
- (18) その他公序良俗に違反し又は他人の権利を侵害すると当社が判断した行為。
- (19) その他法令に違反する、またはそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為。

(注) 契約者が禁止事項に該当する行為を行っているとして当社で判断した場合、当社は、第26条（提供停止）に定める措置を行うほかに、契約者の違反行為に対する苦情対応に要した稼働等の費用、及び当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することがあります。

4 管轄裁判所

この約款に関する訴訟については、その債権額に応じて高松地方裁判所又は高松簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

5 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

6 提携事業者

トレンドマイクロ株式会社 デジタルアーツ株式会社

7 料金請求書等の発行

当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定める方法により、本サービスに係る料金請求書等（以下「料金請求書等」といいます。）を発行します。この場合、契約者は、料金表第4表第1（発行料）に定める発行料を支払っていただきます。ただし、この規定にかかわらず、料金表第4表第1（発行料）に定める発行料をいただかない場合があります。

8 支払い証明書等の発行

当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定める方法により、本サービスに

係る支払い証明書等（以下「支払い証明書等」といいます。）を発行します。この場合、契約者は、料金表第4表第1（発行料）に定める発行料を支払っていただきます。

料 金 表

料 金 表 目 次

通則	2 3
第 1 表 料金	2 5
第 1 利用料金	2 5
1 適用	2 5
2 種別に係る月額料金	2 6
第 2 表 設定作業に関する費用	2 9
第 1 設定作業費	2 9
1 適用	2 9
2 設定作業費の額	3 0
第 3 表 事務手数料等	3 1
1 適用	3 1
2 料金額	3 1
第 4 表 附带サービスに関する料金	3 2
第 1 発行料	3 2

通 則

(料金の計算方法)

- 1 当社は、契約者が本契約に基づき支払う料金は暦月に従って計算します。起算日は、暦月の初日とします。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 暦月の初日以外の日の本サービスの提供の開始があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日サービス契約の解除があったとき。
 - (3) 暦月の初日に本サービスの提供の開始を行い、その日にその契約の解除があったとき。
 - (4) 暦月の初日以外の日本サービスの内容などの変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第30条（月額料金の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。
 - (6) 4の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 3 前項の規定による月額料金の日割は暦日数により行います。この場合、第30条（月額料金の支払義務）第2項第3号の表に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 6 契約者は、料金及び手続き等に関する費用について、当社が別に定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
また料金及び設定作業に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 7 当社は、当社に特別の事情がある場合は、6の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を当社が指定する期日までにまとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 8 当社は、料金、事務手数料等に関する料金について、契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。ただし、前受金には利息を付さないこととします。

(消費税相当額の加算)

- 9 第29条（料金及び設定作業や手続き等に関する費用）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金及び設定作業や手続き等に関する費用等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）とします。）に消費税相当額を加算した額とし、その算出方法については、当社が別に定めるところによります。

(注) この料金表に表示する括弧内の額は税込価格を表します。

10 9の場合に、消費税相当額の算出方法によっては、契約者への請求額とこの約款に定める税込価額が異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

11 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、第1表(料金)、第2表(設定作業に関する費用)並びに第29条(料金及び設定作業や手続き等に関する費用)から第31条(設定作業費の支払義務)の規定にかかわらず、臨時にその料金又は設定作業に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、当社に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

第1表 料金

第1 利用料金

1 適用

区 分	内 容		
(1) 種別に係る料金の適用	ア 本サービスには次の種別があります。		
	種 別	機 能	
	種別1	Webウイルス チェックサービス	—
	種別2	Webフィルタリ ングサービス	—
	種別3	メールウイルス チェックサービス	—
	種別4	迷惑メールブロッ クサービス	(I) 迷惑メール判定 機能 (II) 迷惑メール削除 機能 (III) 迷惑メール隔離 機能
種別5	簡易迷惑メールブ ロックサービス	以下の (I) もしくは (II) のどちらかの機 能を提供します。 (I) 迷惑メール判定 機能 (II) 迷惑メール削除 機能	
(2) 料金額の 適用	イ 契約者は、複数の種別を組み合わせる利用することができます。ただし、種別数2以上の組み合わせの場合については、全ての機能で利用するアカウント数が該当するアカウント範囲内である必要があります。その際、同じ種別を複数組み合わせることはできません。また、種別4と種別5は同時に利用することはできません。		
	ウ 第6条(契約の単位)にて定める当社がインターネットセキュリティ契約を締結するために必要な契約(STインターネットアクセス契約など)に応じて、利用できる種別が異なります。その利用できる種別については、当社ホームページ等において掲示するものとします。		
(2) 料金額の 適用	種別及び機能ごとに、2(種別に係る月額料金)に規定する料金額を適用します。		

<p>(3) 迷惑メールブロックサービスにおける料金の適用</p>	<p>ア 迷惑メールブロックサービスにおける隔離ボックスの蓄積容量は、無制限とします。</p> <p>イ 隔離ボックスに隔離された迷惑メールの蓄積期間は、最大30日とします。ただし、利用する隔離ボックスの蓄積期間の延長はできません。</p>
<p>(4) 最低利用期間に係る料金の適用</p>	<p>ア 本サービスの利用については、最低利用期間があります。</p> <p>イ 本サービスの最低利用期間は、1の契約ごとに、その利用を開始した日から起算して1ヶ月とします。</p> <p>ウ 契約者は、最低利用期間内に契約の解除により、本サービスの利用を終了した場合は、1の契約ごとに、1ヶ月分の料金に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ 当社は、ウの規定にかかわらず、当社の判断により、その解除等に要する額を減額して適用することがあります。</p>

2 種別に係る月額料金

(ア) 種別1～4の組み合わせの場合

アカウント数	種別数毎の料金額[月額] (税込価格)			
	種別数1	種別数2	種別数3	種別数4
1～10	2,500円 (2,700円)	4,000円 (4,320円)	6,000円 (6,480円)	8,000円 (8,640円)
11～20	5,000円 (5,400円)	8,000円 (8,640円)	12,000円 (12,960円)	16,000円 (17,280円)
21～30	7,500円 (8,100円)	12,000円 (12,960円)	18,000円 (19,440円)	24,000円 (25,920円)
31～40	10,000円 (10,800円)	16,000円 (17,280円)	24,000円 (25,920円)	32,000円 (34,560円)
41～50	12,500円 (13,500円)	20,000円 (21,600円)	30,000円 (32,400円)	40,000円 (43,200円)
51～60	15,000円 (16,200円)	24,000円 (25,920円)	36,000円 (38,880円)	48,000円 (51,840円)
61～70	17,500円 (18,900円)	28,000円 (30,240円)	42,000円 (45,360円)	56,000円 (60,480円)
71～80	20,000円 (21,600円)	32,000円 (34,560円)	48,000円 (51,840円)	64,000円 (69,120円)

81～90	22,500円 (24,300円)	36,000円 (38,880円)	54,000円 (58,320円)	72,000円 (77,760円)
91～100	25,000円 (27,000円)	40,000円 (43,200円)	60,000円 (64,800円)	80,000円 (86,400円)
101～150	31,250円 (33,750円)	50,000円 (54,000円)	75,000円 (81,000円)	100,000円 (108,000円)
151～200	37,500円 (40,500円)	60,000円 (64,800円)	90,000円 (97,200円)	120,000円 (129,600円)
201以上	50アカウント毎 に6,250円 (6,750円) 加算	50アカウント 毎に10,000円 (10,800円) 加算	50アカウント 毎に15,000円 (16,200円) 加算	50アカウント 毎に20,000円 (21,600円) 加算
備考 種別数2以上の料金額については、全ての機能で利用するアカウント数が該当するアカウント範囲内である場合に適用します。ただし、当社の判断により、その適用条件を変更することがあります。				

(イ) 種別5と種別1、2、3との組み合わせの場合

アカウント数	種別数毎の料金額[月額] (税込価格)			
	種別数1 (種別5のみ)	種別数2	種別数3	種別数4
1～3	600円 (648円)	1,050円 (1,134円)	1,650円 (1,782円)	2,250円 (2,430円)
4～10	2,000円 (2,160円)	3,500円 (3,780円)	5,500円 (5,940円)	7,500円 (8,100円)
11～20	4,000円 (4,320円)	7,000円 (7,560円)	11,000円 (11,880円)	15,000円 (16,200円)
21～30	6,000円 (6,480円)	10,500円 (11,340円)	16,500円 (17,820円)	22,500円 (24,300円)
31～40	8,000円 (8,640円)	14,000円 (15,120円)	22,000円 (23,760円)	30,000円 (32,400円)
41～50	10,000円 (10,800円)	17,500円 (18,900円)	27,500円 (29,700円)	37,500円 (40,500円)
備考 1 種別数2以上の料金額については、全ての機能で利用するアカウント数が該当するアカウント範囲内である場合に適用します。ただし、当社の判断により、その適用条件を変更することがあります。 2 種別5のみの利用、又は種別5と他の種別を組み合わせる場合は、1種別あたり最大50アカウントまでとします。				

第2表 設定作業に関する費用

第1 設定作業費

1 適用

区 分	内 容						
(1) 設定作業費の適用	設定作業費は、設定作業を要することとなるサーバー設備等において行う1の設定作業ごとに適用します。						
(2) 設定作業の適用区分	設定作業の区分は次のとおりとします。 <table border="1" data-bbox="742 602 1401 1003"> <thead> <tr> <th data-bbox="742 602 1031 645">設定作業の区分</th> <th data-bbox="1031 602 1401 645">適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="742 645 1031 801">(ア) 利用の開始に係る設定作業</td> <td data-bbox="1031 645 1401 801">本サービスの利用開始に伴うサーバー設備等の設定作業に適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="742 801 1031 1003">(イ) 設定内容の変更に係る作業</td> <td data-bbox="1031 801 1401 1003">本サービスを提供するために必要なサーバー設備等の設定内容の変更作業の場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	設定作業の区分	適用	(ア) 利用の開始に係る設定作業	本サービスの利用開始に伴うサーバー設備等の設定作業に適用します。	(イ) 設定内容の変更に係る作業	本サービスを提供するために必要なサーバー設備等の設定内容の変更作業の場合に適用します。
設定作業の区分	適用						
(ア) 利用の開始に係る設定作業	本サービスの利用開始に伴うサーバー設備等の設定作業に適用します。						
(イ) 設定内容の変更に係る作業	本サービスを提供するために必要なサーバー設備等の設定内容の変更作業の場合に適用します。						
(3) 設定作業費の減額適用	当社は、上記の(1)設定作業費の適用の規定にかかわらず、設定作業の態様等を勘案して、その設定作業費の額を減額して適用することがあります。						
(4) 設定作業費の適用除外	当社は、上記の(1)設定作業費の適用の規定にかかわらず、設定作業の態様等を勘案して、その設定作業費を適用除外することがあります。						

2 設定作業費の額

設定作業の種類	単位	設定作業費の額 (税込価格)
利用の開始に係る設定作業	1の種別の 1の設定作業 ごとに	10,000円 (10,800円)
設定内容の変更に係る作業	1の種別の 1の設定作業 ごとに	3,000円 (3,240円)
備考 1 上記設定作業に伴い、特別な設定作業を要する場合には、その設定作業に要した費用を支払っていただきます。		

第3表 事務手数料等

1 適用

区 分	内 容
(1) 事務手数料等に係る料金の適用	<p>ア 本サービスの契約申込みをし、その承諾を受けたときに契約事務手数料を適用します。</p> <p>イ 契約者からの請求により、種別の追加や変更を行う場合は、契約者は2（料金額）に規定する契約事務手数料の支払を要します。</p>
(2) 事務手数料等の適用除外又は減額等	<p>当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、事務処理の態様等を勘案して、別に定めるところにより、手続きに関する料金の適用を除外し、又は、その額を減額して適用することがあります。</p>

2 料金額

種 別	単 位	料金額（税込価格）
契約事務手数料	1の契約ごとに	2,000円（2,160円）
<p>備考</p> <p>1 同時に2以上の契約を行う場合には、1の契約を除く他の契約については、契約事務手数料をいただかない場合があります。</p> <p>2 当社は、当社の判断により、契約事務手数料をいただかない場合があります。</p>		

第4表 附帯サービスに関する料金

第1 発行料

区 分	単 位	料金額（税込価格）
料金請求書等発行料	1の料金請求書等の発行ごとに	300円（324円）
支払い証明書等発行料	1の支払い証明書等の発行ごとに	300円（324円）
備考 1 当社は、料金請求書等を1のインターネットセキュリティ契約ごとに発行します。 2 当社は、支払い証明書等を1のインターネットセキュリティ契約ごとに発行します。 3 当社は、当社の判断により、発行料をいただかない場合があります。 4 支払い証明書等の発行について、契約者と当社間の契約内容によっては発行できない場合があります。		

附 則

附 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成23年11月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成24年4月2日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成24年10月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 当社は、本約款の実施日から、平成24年12月28日までに、次に掲げる各号のすべてを満たしている者によるインターネットセキュリティ契約の申込みを当社が承諾したとき、次項の特例措置を実施する場合があります。

(1) 「STインターネットアクセス契約約款」もしくは「STインターネットアクセス（愛媛CATV専用サービス用）契約約款」に定めるお仕事ピカラ300タイプ、または「ビジネス光ネットサービス契約約款」もしくは「ビジネス光ネットサービス（愛媛CATV専用サービス用）契約約款」に定める光ネットサービスのいずれかの契約者。

(2) 「STクラウドサーバーサービス契約約款」に定めるタイプ3のプランAもしくはプランCの契約者。

- 3 特例措置は次のとおりとします。

料金表第2表第1の2（設定作業費の額）の利用の開始に係る設定作業に規定する設定作業費の額、および料金表第3表2（料金額）の契約事務手数料に規定する料金額を免除します。ただし、この特例措置を適用した場合の本サービスに対し、その利用を開始した日から起算して1年以内に契約の解除があった場合は、1の契約ごとに、免除した設定作業費および契約事務手数料に相当する額を当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

附 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成25年4月15日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成25年12月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成26年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成27年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成30年4月1日から実施します。